日本共産党　市議団だより 2018年1・2月号

伊藤いく子議員 ☎21－5759　岩永安子議員 ☎23－0101　角谷敏男議員 ☎26－3012
〒680-0842 鳥取市尚徳町116　鳥取市議会控室　☎ 0857－20－3335（直通）

ホームページ：
日本共産党鳥取市議団
http://d.jcp-torishigidan.net/
伊藤いく子議員（鳥取で子育てまっしぐら）
http://i.jcp-torishigidan.net/
ブログ・角谷敏男議員（角さんの飛脚便）
http://k.jcp-torishigidan.net/
岩 永 安 子議員（こんにちは岩永やす子です）
http://iwanaga-yasuko.jimdo.com/

岩永安子（いわながやすこ）議員

風力発電は住民の同意なしにすすめるな!!

岩永やす子議員は、鳥取県東部における民間の風力発電事業計画の内容と市の対応についてただしました。現在２つの計画があり、仮称青谷風力発電事業は、青谷町養郷から河原にかけて12基、早牛に２基を設置し、最大出力４万キロワット（１基の出力２千～３千キロワット）、仮称鳥取風力発電事業は湖山池南から鷲峰山から河原にかけて36基、最大出力16万キロワット（１基4.5千キロワット）の県内最大規模の計画です。

当局は風力発電事業計画の環境アセスメントにおいて、地元自治体として意見を述べる機会があり、青谷の事業については、方法書の手続という段階であるが、住居から比較的近い位置に設置が予定されておるような場合には、生活環境に影響を与える可能性があるので、地域の住民の皆さんとしっかりコミュニケーションをとること、そういった配慮を欠かさないといった意見を述べています。

岩永議員は、「しっかり住民の声を県にあげ、住民の同意なしには進めるなという立場で対応してほしい」と問うと、市長は「住民生活への影響は非常に重要なポイントである。また、生態系、河川、水源などの影響、動植物等々の影響、また景観に対する影響等々さまざまな事項に配慮すべきであると考え、意見を述べていく」と答えました。

管理ができない安定型産廃処分場

また、青谷町に予定されている産業廃棄物最終処分場計画について、**岩永議員**は「安定型最終処分場でどういう問題が起き得るか」と問うと、市長は「安定型の処分場に持ち込みができるのは、有害物質等が付着しておらず、雨などで物質の性質が変化することのないような品目に限定されているが、こうした対象以外の品目が持ち込まれると、トラブルや問題につながる。管理を適切に行うことが求められる」と答弁しました。**岩永議員**は、「管理できるものでない」と指摘しました。

無保険なくせ!!

速やかに子どもの手元に保険証を

伊藤いく子（いとう）議員

国保料の滞納世帯の子どもの無保険状態が深刻な問題となり、平成21年４月から中学生以下の子どもについては、６ヶ月間の短期保険証が交付されることになりました。（平成28年度からは18歳以下に拡大）

本市では、簡易書留で郵送しているため、不在等によって受け取りができなかった場合には、郵便局で一定期間保管された後に市に返送されます。昨年９月の更新時では、直送した337世帯のうち70世帯分が返送されました。

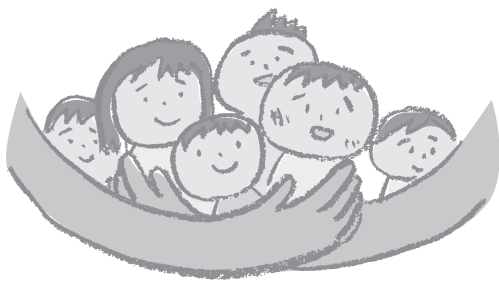

伊藤いく子議員は、返送された短期保険証の扱いを質問。担当部長は、「受け取りを案内する勧奨通知を発送し、窓口に来所または普通郵便での受け取りを案内している。その結果、来所または郵送により25世帯に交付、現時点では45世帯が未交付となっている」と答えました。

伊藤議員は、平成21年12月の短期被保険者証の交付に関する厚労省の通達を指摘。担当部長は、世帯主が不在等によって、被保険者の手元に届いていない場合の対応を求めた通達の存在を認めました。

伊藤議員は、「電話連絡や家庭訪問等によって接触を試み、残りの45（世帯）に速やかに手元に届けるようにするべきではないか」と追及。市長は、「現時点で未交付となっている子どもに対してはできる限り早期に交付できるように努める」と答えました。

（ウラ面もお読みください。このチラシは政務活動費で作成しています。）

日本共産党

いま、もっと多くの声が届く市政が求められる

角谷敏男（かくたにとしお）議員

市民の意見が反映できる体制づくりを

パブリックコメントは市民の意見・要望を市政に反映させる制度です。この実施要綱には、各審議会の審議過程における市民からの意見提出も審議会への意見として取り扱うにことなっています。また、鳥取市住民自治基本条例第６条の情報提供に関して、一方通行ではなく双方向が重要であると解説しています。

しかし、現状は、議事録が１カ月以上もホームページに公開されない審議会などが散見され、パブリックコメントにかけた案、かけない案等も、どのような議論の過程で出されたものなのかを公開しないと、市民には的確に意見が出せません。

角谷敏男議員は「審議会の議事録の掲載や、その審議途中に寄せられた意見の扱い方も、担当課任せではなく、進行管理する体制が必要である」と、質問しました。

これに対し、市長は「具体的な取り扱いなど統一的なルールとしては明確になっていない部分もある。課題等も整理しながら、審議会等の設置・運営等に関する基準等の見直しも視野に入れながら、適時・適切な情報提供や情報公開となるように検討したい」と答えました。

審議会メンバーの選任見直しを

また、審議会の設置基準では委員の兼務は５つまで可能です。**角谷議員**は、住民自治基本条例の条文解説を紹介し、市民のニーズの多様化を認識するならば、より多くの意見を反映させるためには、公募委員の人数をふやす、委員の兼務ができる数を減らす、場合によっては団体枠の委員数は減らすなど、委員の選任のあり方を思い切って検討するように提案しました。

市長は「委員の兼務につきましては現在５つまで可能であるが、いま一度実態を確認し、より幅広い意見を市政に反映できるように、今後の検討課題としたい」と答弁しました。

角谷議員は、視力障がい者の音声誘導装置の設置、オストメイト対応トイレの増設、重度障がい者等の郵便等の投票、生活保護の利用者に相談・対応する専門職員の増員について、質問しました。

中核市関連の条例案　賛成多数で可決

反対したのは共産党3名、無所属1名

昨年11月27日に政令が交付され、鳥取市の中核市移行が正式に決まりました。12月議会では、県から移譲される2,600近くもの事務を行うために必要な条例案など45議案が提案されました。

中核市移行については、2016年11月に議員団で行ったアンケートでは、半数が「わからない」と答えています。私たちは、市民に対する情報公開や情報提供、市民アンケートの実施などを求めてきましたが、この間、市民アンケートは実施されませんでした。

市長は「様々な形で情報提供を行っている。様々な会合や講演会などで説明している。応援等の声も頂いている。中核市移行の意義や必要性について多くのみなさまにご理解を頂いてきていることを実感している」と述べていますが、その「実感」を裏付けるものがありません。

本市の自治基本条例では、「市政に関し、参画及び協働の機会を保障する」とうたわれています。議員団は、これまでの進め方は、住民置き去りで自治基本条例の理念に反していると強く指摘しましたが、賛成多数で可決されました。

４月からは、市の保健所が設置され、東部４町の保健所業務を県から委託を受けて行います。例えば、保育所や幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホームなどの認可や動物の愛護と管理、廃棄物処理施設の設置についても市の業務となります。中には、専門性が必要な業務もあり、人材確保や人材育成に対する不安の声もあがっています。議員団は、市民サービスの低下にならないよう、しっかりとチェックを行っていきます。

市民の声・願いを市政に届ける

私たち議員団は、「市民が政治の主人公」の立場で、一人の声でも議会での提案や要望書の提出をおこない、実現にがんばってきました。そのいくつかを紹介します。

○「小規模修繕等契約制度」で、学校・保育所などの修繕を零細事業者等に発注する際、見積りで発注できる限度額を、平成28年度から30万円から50万円に引き上げさせました。その結果、発注件数や発注額が増えました。

○市民の市営住宅への入居希望に応え、目立つ空き室の修繕等を行い、募集を増やすように要求し、一定の改善をさせました。

○ごみの減量化のために、市民が参画する「ごみ減量作戦市民会議」などを開催することを提案し、今後総合的に検討することを約束しました。
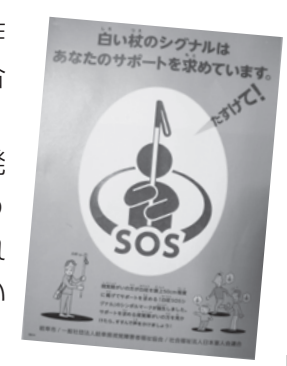
○視力障がい者が周りの人に助けを必要としている際発する「白杖ＳＯＳシグナル」を、市民にＰＲするように提案し、啓発ポスター（右の絵参照）作成等がされた。（白杖を頭上50㎝程度に掲げている視覚に障がいのある方を見かけたら、声をかけましょう。）